

2020年11月25日

厚生労働省 年金局  
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人 信託協会  
年金専門委員会

「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見について

2020年10月21日付で意見募集のあった「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に対する意見を別紙のとおり取りまとめ提出しますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

## 「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

| 項番 | 内容   |
|----|--|
| 1  | <p>&lt;意見&gt;<br/>財政検証の結果、積立金が最低積立基準額を下回る場合であって、かつ、実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合、掛金の追加拠出を猶予できる旨が記載されている。<br/>本件は、確定給付企業年金法施行規則第 58 条に規定される「積立比率による方法」および確定給付企業年金法施行規則平成 24 年 1 月 31 日付附則第 4 条により当分の間適用可能な経過措置である「回復計画による方法」いずれにおいても、適用可能という理解でよいか。</p> |

以 上